

# 資料 5

平成29年9月

## 学校再編の基本的な考え方（案）

### ○小学校

原則として、全校で2学級以下が継続的な状態となり、児童にとって十分な教育効果の保障が困難となる場合

### ○中学校

原則として、1学年の生徒数一桁が継続的な状態となり、生徒にとって十分な教育効果の保障が困難となる場合

- ・再編の対象となる年度の3年前から再編に係る準備委員会を設置し、協議を開始する。
- ・地元から再編の要望があった場合は、上記の基本的な考え方によらず準備委員会を設置し、協議を開始する。

### “原則として”が適用されない場合の例

- ・統合により通学することが困難となる場合（長距離、長時間、安全性）
- ・将来的に入学児童生徒数が増加すると見込まれる場合
- ・その他

## 平成29年度通学方法(バス)一覧

方法	路線	対象校
スクールバス	坂本成羽線	成羽小・成羽中
	小泉・布寄線	
	吹屋線	成羽小
	日名線	
	西山・西湯野線	成羽中
	平川線	
	布賀線	
	平川線	富家小
	西湯野線	
	西山線	新見市立野馳小・哲西中
生活福祉バス	布賀・長谷線	富家小
	坂本備中線	
	七地線	川上小・川上中
	光松線	
	正寺線	
	高山市線	
路線バス	領家線	川上小
	丸岩方面	高梁東中・高梁北中・津川小・川面小・巨瀬小
	山際方面	高梁北中・川面小・中井小
	宇治・穴田方面	高梁北中
	陣山方面	高梁小・松原小・高梁中
	井谷方面	高梁中

## ○高梁市スクールバス条例

平成16年10月1日  
条例第75号

## (趣旨)

第1条 この条例は、小学校及び中学校の統合等に伴い、通学距離が遠距離となる児童及び生徒のため、高梁市においてスクールバス(以下「バス」という。)を運行するに必要な事項を定めるものとする。

## (運行路線及び運行区間)

第2条 バスの運行路線及び運行区間は、次のとおりとする。

路線名	起点位置	経由地点	終点位置
布寄・小泉線	高梁市成羽町布寄		成羽小学校
吹屋線	高梁市成羽町吹屋		成羽小学校
坂本成羽線	高梁市成羽町坂本	成羽小学校	成羽中学校
日名線	高梁市成羽町上日名		成羽小学校
吹屋・中野・中・小泉線	高梁市成羽町吹屋		成羽中学校
布寄線	高梁市成羽町布寄		中コミュニティセンター
七地線	高梁市川上町七地	川上小学校	川上中学校
正寺線	高梁市川上町仁賀	川上小学校	川上中学校
高山市線	高梁市川上町高山市	川上小学校	川上中学校
光松線	高梁市川上町仁賀	川上小学校	川上中学校
布賀1号線	高梁市備中町布賀		富家小学校
布賀2号線	高梁市備中町布賀		成羽中学校
長谷線	高梁市備中町布賀		富家小学校
平川1号線	高梁市備中町平川		富家小学校
平川2号線	高梁市備中町平川		成羽中学校
西油野線	高梁市備中町西油野		富家小学校
西山・西油野線	高梁市備中町西山		成羽中学校
坂本備中線	高梁市成羽町坂本		富家小学校
西山1号線	高梁市備中町西山		新見市立野馳小学校
西山2号線	高梁市備中町西山	新見市立野馳小学校	新見市立哲西中学校

## (対象の児童及び生徒)

第3条 バスには、次に定めるものが乗車できるものとする。

- (1) 小学校統合により通学距離が遠距離となっている児童
- (2) 中学校統合により通学距離が遠距離となっている生徒
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高梁市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要を認めて許可を受けた者

## (住民利用)

第4条 教育委員会が認めるバスについては、前条の規定にかかわらず、児童及び生徒の通学乗車に支障のない範囲で一般住民も利用することができる。

## (運行委託)

第5条 教育委員会は、バスの運行の一部を委託することができる。

(経費の負担)

第6条 バスを運行することにより必要とする経費は、当分の間、市が全額を負担する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、バスの運行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の成羽町スクールバスに関する規則(平成6年成羽町教育委員会規則第4号)又は備中町スクールバスに関する条例(昭和52年備中町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月27日条例第25号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月22日条例第38号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第52号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第29号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第25号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## ○高梁市遠距離通学児童通学費補助金交付要綱

平成18年3月16日  
教育委員会告示第6号

## (目的)

第1条 この告示は、遠距離通学児童の通学費を補助することにより、保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

## (補助対象)

第2条 高梁市内に住所を有し、高梁市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成20年高梁市教育委員会規則第7号)第3条で指定する小学校(以下「指定小学校」という。)、同規則第4条の規定による許可を受けて変更した小学校に通学する児童で次に掲げる者を対象とする。

- (1) 川上町地内に在住し、バスを利用して通学する者。ただし、片道の通学距離が2km以上の者(以下「1号該当者」という。)
- (2) 前号に掲げる者のほか、片道の通学距離が2km以上で公共交通機関を利用して通学する者(以下「2号該当者」という。)
- (3) 前2号に掲げる者のほか、片道の通学距離が4km以上の者(以下「3号該当者」という。)

## (補助金)

第3条 前条の補助金の算定は、別表によるものとし、予算の範囲内で定める。

2 前項に定める補助金は、重複して受けすることはできない。

## (交付申請)

第4条 補助金を受けようとするものは、毎年、補助金交付申請書(1号該当者にあってはバス定期乗車券交付申請書)に通学届書を添えて指定する期日までに学校を経由し、高梁市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 申請書に記載する通学距離は、学校長が認めた通常通学するうえで合理的な経路での実測距離とする。

## (補助金の決定)

第5条 教育委員会は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い補助金交付決定を行うものとする。

## (補助金の交付)

第6条 補助金は、年2回に分けて児童の保護者に支給する。ただし、1号該当者については、定期乗車券により年2回の現物支給とする。

## (異動報告)

第7条 補助金の支給を受けている者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学又は転学したとき。
- (2) 住所その他重要な事項に異動があったとき。
- (3) 他の通学補助を受けるとき。

## (補助金の取消し返還)

第8条 教育委員会は、補助金の交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の一部又は全額を返還させることができる。

- (1) 疾病等により就学見込みがなくなったとき。
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の取消通知を受けた者は、速やかに補助金を返納しなければな

らない。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日教委告示第15号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月23日教委告示第19号)

この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年2月23日教委告示第3号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日教委告示第29号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、施行日の前日までに改正前の高梁市遠距離通学児童通学費補助金交付要綱第5条の規定による平成26年度高梁市遠距離通学児童通学費補助金補助金交付決定を受けている補助金対象幼稚園児については、平成28年度までの間に限り、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

区分	補助金
1号該当者	バス定期乗車券により支給
2号該当者	6箇月定期料金を基に算出し、12月分
3号該当者	片道通学距離に1km当たり150円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分

## ○高梁市遠距離通学生徒通学費補助金交付要綱

平成19年3月16日  
教育委員会告示第14号

## (目的)

第1条 この告示は、遠距離通学生徒の通学費を補助することにより、保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

## (補助の対象)

第2条 高梁市内に住所を有する高梁市立中学校に通学する生徒で、次に掲げるものに対して補助する。

- (1) 川上町地内に在住の生徒の内、片道の通学距離が4km以上でバスを利用して通学する者(以下「1号該当者」という。)
- (2) 前号に掲げる者のほか、片道の通学距離が4km以上で公共交通機関を利用して通学する者(以下「2号該当者」という。)
- (3) バス利用区間が片道10km以上で最寄りのバス停留所までの距離が片道4kmを超える者(以下「3号該当者」という。)
- (4) 自転車を利用して通学する生徒で片道の通学距離が6km以上の者(以下「自転車通学者」という。)。ただし、出席を要する日数の8割以上を自転車で通学する者に限る。
- (5) 前4号に掲げる者のほか片道の通学距離が6km以上の者(以下「5号該当者」という。)

## (補助金等)

第3条 前条の補助金の算定は、別表によるものとし、予算の範囲内で定める。

2 前項に定める補助金は、重複して受けることはできない。ただし3号該当者のバス利用に係る補助金については、この限りでない。

## (補助の申請)

第4条 補助を受けようとする者は、毎年、補助金交付申請書に通学届書を添えて指定する期日までに学校を経由し、高梁市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- 2 1号該当者でバス通学補助を受けようとする者は、毎年、バス定期乗車券交付申請書を指定する期日までに学校を経由し、教育委員会に提出しなければならない。
- 3 申請書に記載される通学距離は、学校長が認めた通常通学する上で合理的な行程での実測距離とする。

## (補助の決定)

第5条 教育委員会は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い決定するものとする。

## (補助の交付受領)

第6条 補助金は、年2回に分けて生徒の保護者に支給する。ただし、1号該当者については、定期券により年2回の現物支給とする。

## (異動報告)

第7条 補助金の支給を受けている者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学し、又は転学したとき。
- (2) 住所その他重要な事項に異動があったとき。
- (3) 他の通学補助を受けるとき。

## (補助の取消し返還)

第8条 教育委員会は、補助金の交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の一部又は全額を取り戻させることができる。

- (1) 疾病等により就学見込みがなくなったとき。
  - (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載その他不正な行為があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定により補助の取消通知を受けた者は、速やかに補助金を返納しなければならない。

(補助金交付者名簿)

第9条 教育委員会は、遠距離通学費補助金交付者名簿を備え付けなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月23日教委告示第4号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月12日教委告示第23号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月1日教委告示第25号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 高梁市立川上中学校に通学する生徒に係る通学費の補助については、この告示による改正後の高梁市遠距離通学生徒通学費補助金交付要綱の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

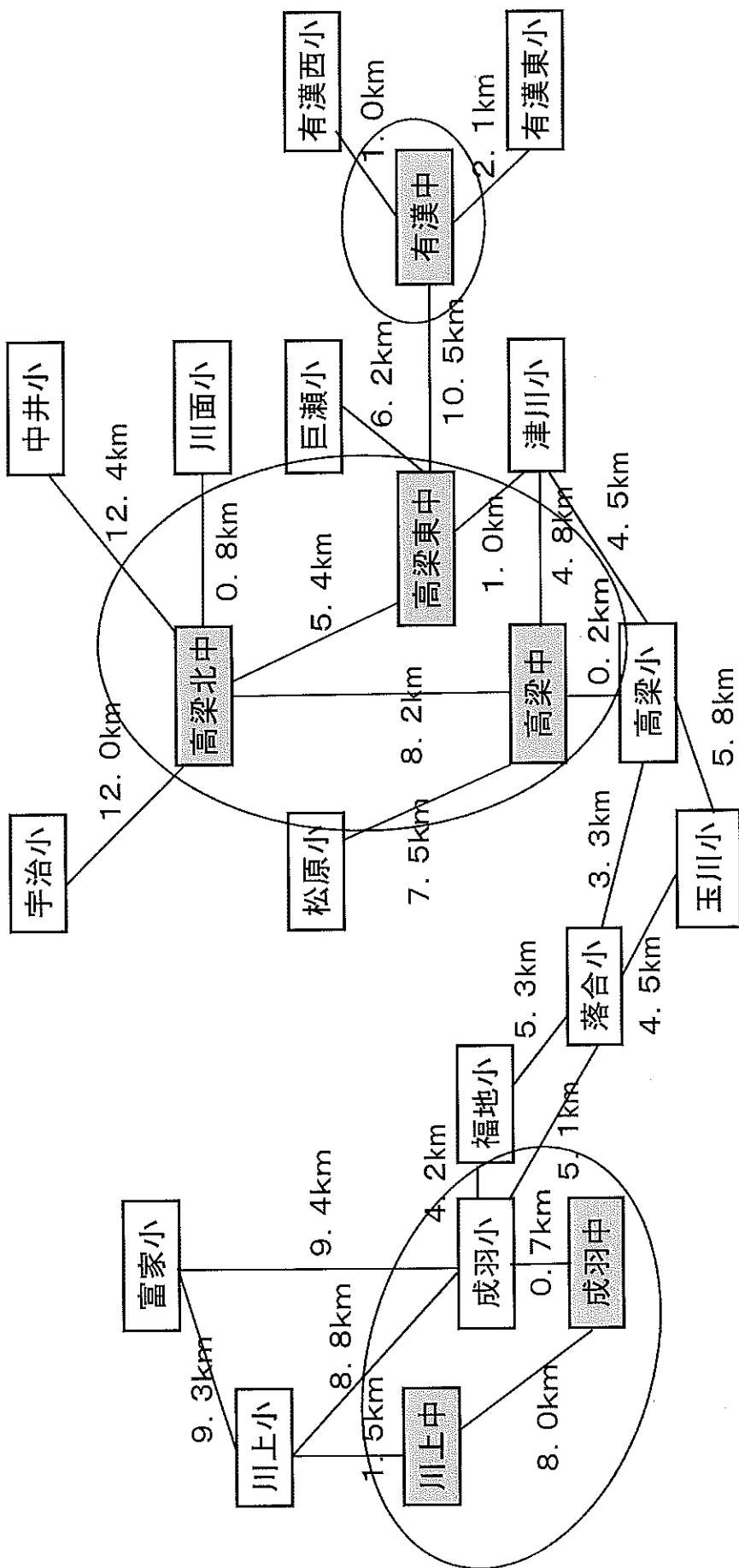
区分	補助金
1号該当者	バス乗車券により支給
2号該当者	6箇月定期料金を基に算出し、12月分
3号該当者	最寄りのバス停留所までの片道通学距離に1km当たり250円を乗じて得た額を1箇月補助額とし12月分
自転車通学者	
片道10km未満	片道通学距離に1km当たり150円を乗じて得た額を1箇月補助額とし12月分
片道10km以上	片道通学距離に1km当たり250円を乗じて得た額を1箇月補助額とし12月分
5号該当者	片道通学距離に1km当たり150円を乗じて得た額を1箇月補助額とし12月分

## 高梁市立学校施設一覧

学校名	棟用途	建築年月	階数	棟面積	改修年度内容等	備考
高梁小学校	校舎	S46.3	3	1,554	H10(大規模改造・耐震工事含む)	
	校舎	S47.4	3	2,025	H10(大規模改造・耐震工事含む)	
	校舎	S47.4	2	627	—	
	校舎	S47.4	3	192	H14(大規模改造・耐震工事含む)	
	屋内運動場	H18.2	1	801	—	
津川小学校	校舎	H5.2	2	1,276	—	
	校舎	S59.2	2	525	—	
	屋内運動場	S52.11	1	409	H23(耐震工事)	
川面小学校	校舎	H2.3	2	560	—	
	校舎	H2.3	2	848	—	
	校舎	S56.12	2	393	H24(耐震工事)	
	屋内運動場	S63.11	1	545	—	
巨瀬小学校	校舎	H15.3	3	1,906	—	
	屋内運動場	H15.2	2	673	—	
中井小学校	校舎	S61.3	3	1,770	—	
	屋内運動場	S55.12	1	421	H20(耐震工事)	
玉川小学校	校舎	S63.12	3	1,200	—	
	屋内運動場	S58.1	1	330	—	
宇治小学校	校舎	S60.2	3	1,674	—	
	屋内運動場	S56.3	1	500	H23(耐震工事)耐震工事)	
松原小学校	校舎	S50.12	2	501	H20(耐震工事)	
	校舎	S62.2	3	1,077	—	
	屋内運動場	S53.11	2	411	H21(耐震工事)	
落合小学校	校舎	H16.2	3	896	—	
	校舎	S58.3	2	205	—	
	校舎	S58.3	3	726	—	
	校舎	S58.3	3	512	—	
	校舎	S61.1	2	—	—	
	屋内運動場	S62.1	2	774	—	
福地小学校	校舎	H4.2	3	1,227	—	
	屋内運動場	S63.1	1	388	—	
有漢東小学校	校舎	S62.3	3	2,001	—	
	屋内運動場	S62.3	1	588	—	
有漢西小学校	校舎	S42.3	2	1,392	H7(大規模改造・耐震工事含む)	
	校舎	S63.3	2	124	—	
	校舎	S63.3	2	213	—	
	屋内運動場	S63.3	1	586	—	
成羽小学校	校舎	S53.3	3	2,819	—	
	校舎	S54.3	3	—	—	
川上小学校	屋内運動場	S55.2	1	867	H25(耐震工事)	
	校舎	S46.3	3	1,661	H20(耐震工事)	
富家小学校	校舎	S59.3	2	1,385	—	
	屋内運動場	S58.3	2	1,108	—	
高梁中学校	校舎	S63.3	2	1,911	—	
	屋内運動場	S56.3	2	874	H22(耐震工事)	
高梁東中学校	校舎	H11.12	4	2,220	—	
	校舎	H13.3	4	—	—	
	校舎	H12.6	2	203	—	
	校舎	H13.3	4	3,462	—	
	屋内運動場	H17.2	2	1,117	—	
高梁北中学校	校舎	S62.11	2	1,402	—	
	階段	H3.2	2	1,402	—	
	校舎	H3.2	2	358	—	
	校舎	H8.2	2	364	—	
	屋内運動場	H8.2	1	923	—	
有漢中学校	校舎	H2.3	3	2,250	—	
	屋内運動場	H2.3	1	900	—	
成羽中学校	校舎	H1.3	2	1,824	—	
	屋内運動場	H1.3	1	600	—	
川上中学校	校舎	H19.10	3	1,438	—	
	校舎	H19.10	3	1,365	—	
	校舎	H19.10	3	281	—	
	屋内運動場	S49.3	1	1,110	H24(耐震工事)	

## 高梁市立小中学校間の距離と中学校再編案

中学校においては、原則として旧高梁市、川上郡、上房郡内の再編とするが、詳細については準備委員会で慎重に協議する。



## 高梁市立小中学校間の距離と小学校再編案

小学校においては、原則として同一中学校区内での近隣校とするが、詳細については準備委員会で慎重に協議する。

